

掛川市土木工事施工に伴う提出書類一覧表

令和5年4月1日

提出時期	提出書類	リンク	名称	標準工事 金額 2,000万円以上	小規模工事		少額工事 250万円未満
					簡便型 500万円以上 2,000万円未満	小規模型 250万円以上 500万円未満	
契約段階	1	工程表	工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	○	○	○	○
	2	変更工程表	工事執行規則第34条 請負契約約款第21条	△	△	△	△
	3	主任技術者等通知書	工事執行規則第22条 請負契約約款第10条 県共通第3編1-1-9	○ 3,500万円以上専任技術者 1億円以上品質証明員	○	○	○
	4	建設業退職金共済組合掛金収納書or理由書	リンク 建設業退職金共済制度	○	○	△ 300万円以上	
	5	施工計画書	県共通第1編1-1-4	○ (16項目)	○ (7項目)	○ (5項目)	
	6	工事実績データ(確認書)	リンク 県共通第1編1-1-5	○	○		
	7	施工体制台帳 作業員名簿	県共通第1編1-1-10	△	△	△	△
	8	施工体系図 施工体制台帳確認一覧表		下請負契約のある場合	下請負契約のある場合	下請負契約のある場合	下請負契約のある場合
	9	下請負人通知書 再下請負通知書 下請負契約書(写) 建設業の許可(写)	工事執行規則第15条 請負契約約款第7条	△ 請負額5,000万円以上 (監督員の指示があった場合は5,000万円未満でも提出)	△	△	
	10	交通安全管理	県共通第1編1-1-32	△	△	△	△
	11	材料承認願	県共通第2編1-2	○	○	○	
	12	建設リサイクル法届出書	リンク 建設リサイクル法	△ 該当工事	△ 該当工事		
	13	EMS承諾書	掛川市EMS	○ 協力要請	○ 協力要請	○ 協力要請	
	14	請負代金内訳書	工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	△ 監督員請求時	△ 監督員請求時	△ 監督員請求時	
施工段階	15	指示・承諾・協議・提出・報告書	請負契約約款第1条 工事執行規則第10条 監督員規程第5条	△	△	△	△
	16	工事工程月報	工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	○	○	○	
	17	段階確認立会願	県共通第3編1-1-6	△	△	△	△
	18	休日・夜間作業届	県共通第1編1-1-36	△	△	△	△
	19	工期延長請求書	工事執行規則第34条 請負契約約款第21条	△	△	△	△
	20	出来形確認請求書 出来形確認調査 工事出来形歩合調査 請求明細書	工事執行規則第44条、第49条、第50条 請負契約約款第37条 監督員執務規程第33条	△	△	△	
完成段階	21	再生資源利用促進計画書 搬入搬出調査	リンク 県共通第1編1-1-18	○	○	○	△
	22	安全訓練等に関する計画書 安全・訓練等の実施記録	県共通第1編1-1-26	○	○	○	
	23	創意工夫等実施状況 同上説明資料	県共通第3編1-1-16	○	○		
	24	EMSチェックシート	掛川市EMS	○ 協力要請	○ 協力要請	○ 協力要請	
	25	材料検査簿	工事執行規則第25条	○	※1		
	26	施工管理	県共通第1編1-1-23	○	○	○	△
		出来形管理	土木工事施工管理基準 5-(2)				
		品質管理	土木工事施工管理基準 5-(3)	○	○	○	
		写真管理	土木工事施工管理基準 7-(1)	○	○	○	
	27	品質証明書 同上チェックリスト	県共通第3編1-1-9	△ 1億円以上			
	28	使用材料品質証明書	県共通第2編1-2	○	○		
	29	建退共証紙受払簿(写)	リンク 指導	△	△	△	
30	工事写真帳	工事執行規則第26条 請負契約約款第14条	○	○	○	○	
31	完成届出書	工事執行規則第43条	○	○	○	○	
	修補完了届書	請負契約約款第31条	△	△	△	△	
32	完成検査写真帳	工事執行規則第26条 請負契約約款第14条	○	○	○		

※1. 特記仕様書に記されているもの、又は監督員が特に指示した場合はその指示に従うこと。

※2. 写真管理については、管理基準による頻度で撮影し、提出頻度については監督員の指示に従うこと。

ただし、検査等必要時には撮影頻度による写真帳を準備すること。

○=提出 △=該当時提出